

令和2年4月

教育委員会臨時会議案等

新潟市教育委員会

## 令和2年4月教育委員会臨時会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和2年4月9日（木） 午後3時00分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	<p>第1 会議録署名委員の指名</p> <p>第2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市立学校園の再開状況及び社会教育施設の 対応状況等について……………当日配布 学校園再開に向けたガイドライン等について 感染者が出た場合の対応について 部活動について 社会教育施設の対応状況について</li> </ul> <p>第3 次回日程</p> <p style="padding-left: 40px;">4月定例会 令和 2年 4月17日（金）午後3時30分</p> <p style="padding-left: 40px;">5月定例会 令和 2年 5月29日（金）午後3時30分</p> <p>第4 閉会</p>

事務連絡  
令和2年4月10日

市立中学校長 様  
市立中等教育学校長 様  
市立高等学校長 様

新潟市教育委員会学校支援課長

学校における新型コロナウイルス感染への対応について（通知）（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、生徒への感染リスクを減らすために、以下の取組をお願いします。

- 令和2年4月11日（土）より5月10日（日）までの部活動を中止とする。

なお、臨時休校時における部活動の中止による生徒にかかる心身のストレスを解消するために、以下の例を参考に、各校で放課後の取組を検討してください。

- 平日、授業終了後の一定時間、勤務時間内で体育館やグラウンド、音楽室、教室等を希望する生徒が使用できるようにする。
- その際、人数に応じて学級・学年ごとに曜日を限定するなど、「密閉」「密集」「密接」を避ける。

新型コロナウイルス感染症に関しては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて対応を検討する必要があることを申し添えます。

分類 1001

担当：学校支援課  
課長補佐 丸山 明生  
TEL : 025-226-3261  
FAX : 025-230-0432  
e-mail : a.maruyama1644@city.niigata.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染者発生時の学校園の対応について

感染者が発生した場合、文部科学事務次官が通知したガイドラインに沿い、学校内の活動の様態、接触者の程度、感染経路、学校周辺の感染状況など考慮しつつ、保健衛生部との協議や専門家の意見などを踏まえて教育委員会で必要な事項を決定し、学校園に指示する。

なお、感染状況は様々な場合が想定されるため、上記ガイドラインを踏まえ、個別の事情をみながら、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断することとするが、現時点で想定される臨時休業等の目安を以下のとおりとした。

### 1 園児児童生徒（以下「児童等」とする）が感染した場合

- 保健所による濃厚接触者の特定への協力及び施設の消毒のために、3日間の臨時休業を行う。
- 感染した児童等は治癒するまで出席停止。当該学級は感染者が最後に登校、登園した日の翌日から数えて14日間（臨時休業の3日間を含む）の学級閉鎖を行う。
- 児童等が2人以上感染した場合は、感染状況に基づいて、学年閉鎖及び臨時休業を検討する。

#### 《臨時休業等の目安》

感染者の発生	措置の範囲
学級に1人以上	学級閉鎖
1つの学年に複数学級で発生	学年閉鎖
複数の学年で発生	臨時休業

### 2 教職員が感染した場合

- 職種に関わらず、保健所による濃厚接触者の特定への協力及び施設の消毒のために、3日間の臨時休業を行う。
- 感染した教職員は治癒するまで特別休暇を取得。
- 児童等との関わりにより、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業を検討する。

#### 《臨時休業等の目安》

感染者の職種等	措置等の範囲（児童等）
①学級担任	学級閉鎖
②専科教員、教科担任	担当した学級を学級閉鎖 (学級数等により学年閉鎖、臨時休業も検討)
③児童等と接触が多い職種等（養護教諭、司書など）	濃厚接触者と特定された児童等は出席停止
④児童等と接触が少ない職種等 ・管理職（校長、教頭） ・学校事務職員 ・栄養教諭、栄養士 ・給食調理員、用務員 ・地域教育コーディネーター など	措置はなし ・濃厚接触者と特定された児童等は出席停止 ・授業や給食指導を行った場合は、学級閉鎖等も検討

## 4月13日以降の事業等の実施について

令和2年4月9日  
生涯学習センター

政府専門家会議による感染状況に応じた地域の3区分

①	感染拡大警戒地域	定義	直近1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、その1週間前と比べて大幅に増加している 医療提供体制の切迫性が高い、又はそのおそれが高まっている状況
		対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3つの密」を避ける行動を徹底</li> <li>・期間を明確にした自粛要請</li> <li>・10名以上が集まる集会・イベントを避ける</li> <li>・家族以外の多人数での会食を行わない</li> <li>・学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき</li> </ul>
②	感染確認地域	定義	直近1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、その1週間前と比べて一定程度の増加幅に収まっている
		対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3つの密」を徹底的に回避した上で、感染拡大リスクの低い活動は実施する</li> <li>・屋内で50名以上が集まる集会・イベントは控える</li> </ul>
③	感染未確認地域	定義	直近1週間において感染者が未確認 ※海外帰国者除く
		対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外でのスポーツや観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどは、適切な感染症対策を講じて実施する</li> <li>・上記の場合も「3つ密」を徹底的に回避する</li> </ul>

新潟市は直近1週間（3/31～4/6）の感染者数が3名（うち2名は海外帰国者）であり、その前の1週間の（3/24～3/30）感染者数2名と比べて一定程度の増加幅に収まっていることから、「②感染確認地域」に該当する。



### 4月13日以降の事業について

屋内で50名未満が参加する事業等は、「3つの密」を回避した上で、感染拡大リスクの低い事業を実施していきます。

新型コロナウイルス感染症に関する施設等の休館・休業等について

<b>体育・運動施設</b> <small>(これに準じる施設も含む)</small>				
施設名等	休業休館期間	従前	所管部	問合せ先
体育施設（屋内）	～5月10日	～4月12日	文化スポーツ部	スポーツ振興課 025-226-2588
新潟テルサフィットネスセンター	体育施設（屋内）の取り扱いに準ずる	～4月12日	経済部	雇用政策課 025-226-1642
クロスパルにいがた（生涯学習センター・中央公民館）軽運動室		～4月12日	教育委員会	生涯学習センター 025-224-2088
ゆいぽーと（芸術創造村・国際青少年センター体育館、軽運動場）		～4月12日		地域教育推進課 025-226-3218
岩室地区公民館講堂		～4月12日		中央公民館 025-224-2088
総合福祉会館内の多目的ホール		～4月12日	福祉部	新潟市社会福祉協議会 025-243-4366
地域保健福祉センター、健康センター内の体育施設に準じるホールなど		～4月12日	保健衛生部 福祉部	各区健康福祉課
岩室すこやかセンターの体育室		～4月12日	西蒲区	西蒲区地域総務課 0256-72-8194
農村環境改善センター及び地域研修センター（体育施設部分）		～4月12日	農林水産部	農村整備・水産課 025-226-1821
横越地区勤労者総合福祉センター		～4月27日	～4月12日	江南区役所

<b>高齢者関連施設等</b>				
施設名等	休業休館期間	従前	所管部	問合せ先
老人憩の家等（全33か所中4か所はコミセン等内設置）	～5月10日	～4月12日	福祉部	高齢者支援課 025-226-1290
老人福祉センター（12か所）	老人憩の家等の取り扱いに準ずる	～4月12日		新潟市社会福祉協議会 025-243-4366
総合福祉会館内の老人福祉センター・障がい福祉センター		～4月12日		
地域包括ケア推進モデルハウス（9か所）（休止依頼）		～4月12日		
地域の茶の間（491か所）（休止依頼）		～4月12日		
認知症カフェ（15か所）（休止依頼）		～4月12日		
潟東ゆう学館の福祉棟	～4月12日	西蒲区役所	西蒲区地域総務課 0256-72-8194	

<b>その他施設</b>				
施設名等	休業休館期間	従前	所管部	問合せ先
ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）のキッズルーム及び休憩室、健康教室及びスタジオの利用	体育施設（屋内）の取り扱いに準ずる	～4月12日	環境部	循環社会推進課 025-226-1423
佐潟水鳥・湿地センター（観察舎含む）	～5月10日	～4月12日	西区役所	西区地域課 025-264-7193
病児保育室リトルスワン	当分の間 休室	3月2日～ 当分の間 休室	市民病院	市民病院事務局管理課 025-281-5151（代表）
農村環境改善センター及び地域研修センター（体育施設以外の部分）	当面の間	開館中	農林水産部	農村整備・水産課 025-226-1821
アグリパーク（一部施設）	～5月10日	～4月12日	農林水産部	食と花の推進課 025-226-1794

※なお、新型コロナウイルス感染症に係る施設利用の取止めに伴う施設利用料の返金については、従前期限4月30日（木）を5月31日（日）に延長して実施します。

令和2年3月27日



新潟市立学校園

# 学校園再開に向けたガイドライン



新潟市教育委員会

# はじめに



臨時休業により、突然3月の教育活動が途絶えてしまいました。

令和元年度のまとめが行われないうまま学年末を迎え、1年間の努力や成果をじっくりと振り返り、成就感を味わうことができなかった子どもが大勢います。

在校生に見送られることなく卒業式を迎え、自分たちの学校の誇りと伝統を後輩にしっかり伝え、引き継げなかったと感じている子どももいるでしょう。

子どもたちは、友達や先生方との別れを惜しむ間もなく、学年最後の登校日を慌ただしく過ごし、中途半端な気持ちのまま、臨時休業を迎えました。

臨時休業中は、ウイルス感染への不安を感じながら、外出もままならず、思い切り体を動かしたり、声を出したり、友達と話したり笑い合ったりすることもできず、ストレスを抱えている子どもも大勢いるでしょう。また、規則正しい生活習慣が乱れがちであった子どももいるでしょう。

このように、不安定な状態で1か月余りを過ごした子どもたちが、学校へ戻ってきます。

かつて私たちが経験したことのない新年度のスタートです。

# ガイドラインの趣旨



学校園の再開に当たり、4月は次の4つを重点に取り組みます。

- ① **感染予防対策の徹底**
  - ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
  - ・他学年・他学級との接触の機会を可能な限り回避
  - ・学級単位での教育活動を基本
- ② 1か月余りの休業明けの子どもたちをよく「みる」こと
- ③ 「やっぱり幼稚園や学校は楽しい」「みんなと一緒に勉強できてうれしい」「今年も頑張ろう」と思わせる**新学年への意欲付け**
  - **差別や偏見を絶対にしない・させない**
- ④ **未学習内容の確実な実施**

この重点に基づき、各学校園で**徹底**していただきたいこと、**配慮**していただきたいこと、**留意**していただきたいことを、具体的に示したのが本ガイドラインです。これらを学校の規模、実態に即して**咀嚼**し、学校なりの**工夫**を加え、**学校園なりのガイドライン**をぜひ作成してください。

感染予防対策を万全にしつつ、「かつて経験したことのない新年度」を円滑にスタートできるよう、全教職員一丸となって取り組みましょう。

なお、本ガイドラインは、4月30日までを対象とし、5月以降の対応については追ってお知らせします。

# 目次



## I 感染症対策編

- 1 新型コロナウイルスへの正しい理解
- 2 学校園における感染症対策
- 3 出席停止について
- 4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について
- 5 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

## II 教育活動編

- 1 各種集会等について
- 2 学級開き
- 3 スタートカリキュラム
- 4 子どもをよく「みる」
- 5 未学習内容の扱い
- 6 子どもの学習意欲を喚起する授業
- 7 休み時間について
- 8 部活動・対外試合
- 9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別
- 10 6月以降の宿泊を要する修学旅行・学校行事
- 11 運動会について
- 12 校外学習について
- 13 健康診断の実施
- 14 年間予定の見直し
- 15 校時表、時程の弾力的運用
- 16 海外からの児童生徒等への対応
- 17 家庭・地域への発信・不安解消

## III 地域と学校パートナーシップ事業・子どもふれあいスクール・学校開放

- 1 地域と学校パートナーシップ事業
- 2 子どもふれあいスクール
- 3 学校開放

## IV 放課後児童クラブとの連携・協力

- 1 3つの条件を生まない環境づくり
- 2 連携・協力の手順

I

# 感染症対策編

# 1 新型コロナウイルスへの正しい理解



新型コロナウイルスは、新しいウイルスのため、検査に時間がかかり、ワクチンや治療薬も開発されていません。また潜伏期間が長く感染力が強いです。そのために社会的に対応が難しくなっています。

しかし、飛沫や接触でうつる感染症という点では、風邪やインフルエンザと同じです。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況です。

新型コロナウイルスを正しく理解して、感染者や濃厚接触者やその家族、医療従事者らに対し、偏見、差別につながる行為がないようにしなければなりません。

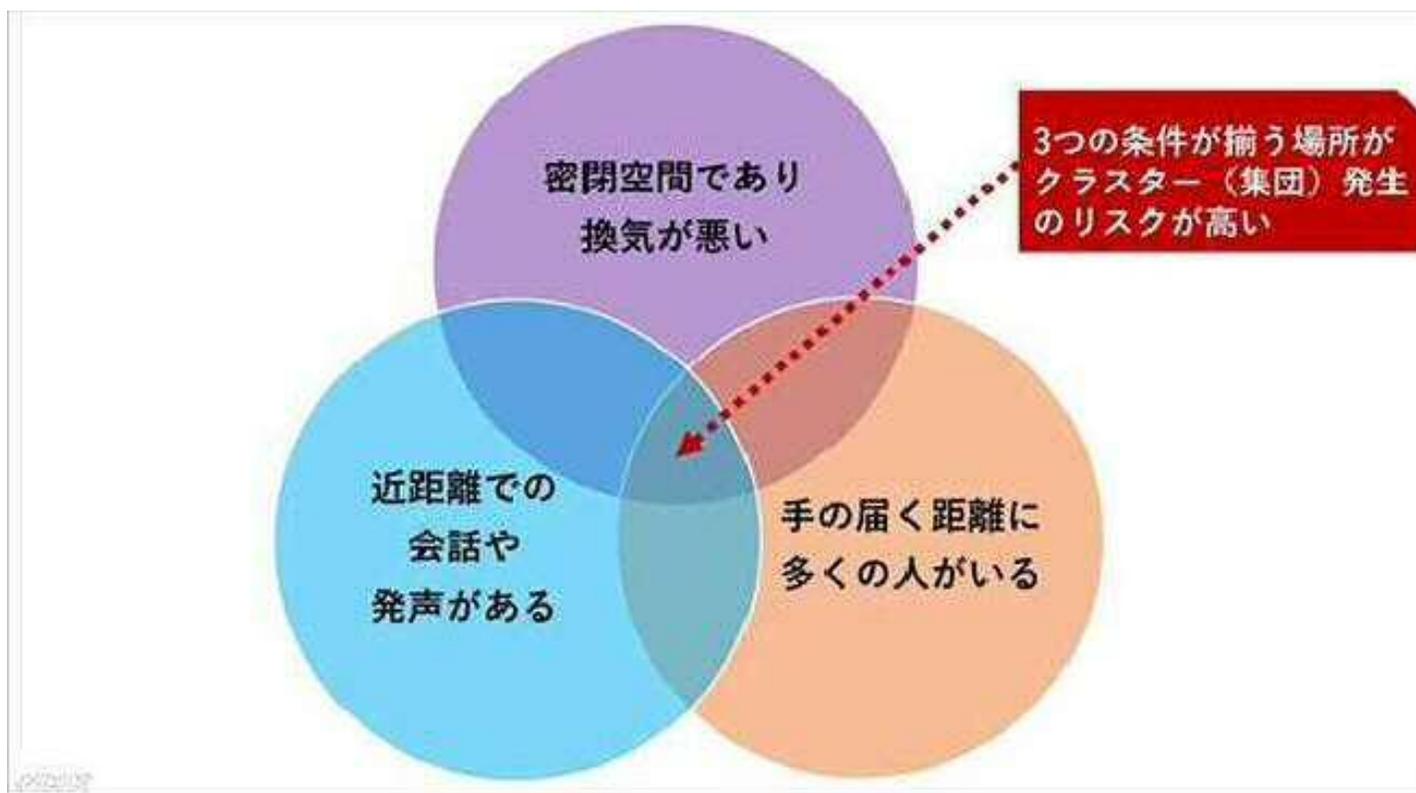
- 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、抵抗力を高めることです。正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をお願いします。

(文部科学省 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(追補版)「感染症の予防」、厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言 から一部引用)

## 2 学校園における感染症対策



### 1 基本の考え方



上記3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。  
4月は学級単位の活動を中心に教育活動を行う。



## 2 感染症対策について

### (1) 心身の健康観察

#### ① 家庭での健康観察

- ・毎朝、登校前に「検温」及び「風邪症状やお子さんの様子」、「健康観察表への記入」を行うよう保護者に依頼する。
- ・別紙様式(健康観察表)を参考にする。
- ・児童生徒等は、毎日、健康観察表を学校に持参し、学級担任等が確認する。
- ・37.5℃以上の発熱や風邪の症状(咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等)がある場合は、家庭で休養させるよう、保護者に周知する。

## 2 学校園における感染症対策



### ② 学校での健康観察

- ・学級担任等は、これまでの健康観察に加えて、児童生徒等が持参した健康観察表を確認する。
- ・登校前に検温できなかった児童生徒等については、学校での検温及び風邪症状や児童生徒等の様子を確認をする。
- ・授業毎に児童生徒等の様子を観察し、健康状態の把握を行う。
- ・37.5℃以上の発熱や風邪の症状(咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等)がある場合は、保護者に連絡し、家庭で休養(早退)させる。
- ・以下のいずれかに該当する場合は、新潟市「帰国者・接触者相談センター」(025-212-8194)に相談するよう助言する。
  - ▶風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます)
  - ▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合



### (2) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 手洗いや咳エチケットを徹底する。
  - ・正しい手の洗い方や咳エチケットについて指導する。
  
- ② 免疫力を高めるため、十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

# 2 学校園における感染症対策



## 感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

### ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手の指先、爪は短く切っておきましょう。指針や指輪は外しておきましょう。

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| ① |   | ② |   |
|   | 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。  |   | 手の甲をのばすようにこすります。   |
| ③ |   | ④ |   |
|   | 指先・爪の間をまき入りにこすります。   |   | 手の甲を洗います。  |
| ⑤ |  | ⑥ |  |
|   | 指先と手のひらをねじり洗います。   |   | 手首も忘れずに洗います。   |

石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

### ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやる。

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|  |  |  |  |
| マスクを着用する<br>(口・鼻を覆う)  | ティッシュ・ハンカチで<br>口・鼻を覆う   | 袖で口・鼻を覆う  | 何もしずに<br>咳やくしゃみをする  |

### 正しいマスクの着用

- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
|  |  |  |  |
| ① 鼻と口の両方を<br>確実に覆う  | ② ゴムひもを<br>耳にかける  | ③ 隙間がないよう<br>鼻まで覆う  | 咳やくしゃみを<br>手でおさえる  |



詳しい情報はこちら

厚労省

検索





### (3) 感染症対策の留意点

#### ① 教室，職員室等の換気の徹底

- ・常時換気していることが望ましい。
- ・窓，出入り口の扉を2か所以上開け(吸気と排気)，空気の流れを作る。(窓と欄間を開け，出入り口は開けたままにするなど)
- ・気温が低い場合は，暖房や衣類(防寒具等)により調節する。
- ・1時間に1回(5～10分程度)窓や出入り口を広く開け換気をする。
- ・換気扇のある場合は，常時使用する。

## 2 学校園における感染症対策



### ②児童生徒同士の距離の確保

- ・座席間を離して配置し、できるだけ児童生徒同士の距離を離すよう配慮する。
- ・近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようマスクを着用する、あるいは、距離を離して発言や発声するなど指導する。
- ・基本的な考え方として、児童生徒等の間に飛沫のかからないような十分な距離があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

## 2 学校園における感染症対策



### ③手洗いの徹底について

・正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いの徹底を行う。手洗いができない環境にある場合などはアルコール消毒液が使用されることもあるが、学校においては、まずは手洗いを徹底すること。

### ④校内の消毒

・教室やトイレ等の場所で、多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ, 手すり, スイッチ, 蛇口等)は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭する。消毒作業は教職員で行い、児童生徒には行わせない。

## 2 学校園における感染症対策



### ⑤ 教具・用具について

- ・できる限り、教具・用具の共有は避ける。
- ・共有教具・用具を使用した授業の後は必ず手を洗う。
- ・共有しなければならない教具・用具は使用后、適宜、消毒液で清拭する。

### ⑥ 清掃時の留意点

- ・不要な接触を避ける。
  - ▶縦割り清掃は行わない。
  - ▶学級を越えたメンバーでの清掃分担にしない。
  - ▶距離を保ちながら清掃するよう指導する。
- ・すべての窓を大きく開けて清掃する。
- ・終了後は必ず石けんで手を洗う。
- ・清掃の仕方や回数は、学校の事情により工夫する。

## 2 学校園における感染症対策



### ⑦登下校時の留意点

- 集団登校等はこれまでどおりでよいが、不要な接触はしないよう指導する。
- 玄関口に児童生徒がとどまらず、すみやかに教室へ行く(または下校する)よう指導する。
- 下校時に児童生徒等が玄関に密集しないよう、分散して下校するなどの配慮をする。

## 2 学校園における感染症対策



### 【スクールバスでの留意点】

- ・スクールバス運行中の着席位置等は，なるべく隣り合わないようにし，不要な接触はしないよう指導する。
- ・スクールバスで児童生徒等の密集性が回避できない(1m以内に他人が居続ける)場合は，常時換気(例えば左右の窓を1つずつ交互に開放するなど)を心掛ける。
- ・スクールバスの運行前(または運行後)は，消毒液で清拭を行う。

### 【公共交通機関利用時の留意点】

- ・通学時間帯をずらすなどして，可能な限り混雑を避けるよう指導する。
- ・混雑していることへの不安に対する相談は，個別によく話を聞き対応する。

## 2 学校園における感染症対策



### ⑧給食時の留意事項

#### 1) 共通事項

- ・配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。また、グループに分けて配膳する等、多人数で並ぶことがないよう配慮する。

## 2 学校園における感染症対策



### 2) 自校方式・給食センター方式

#### ○給食の配膳・片付け時の留意点

- ・給食当番は配膳前の手洗いを徹底する。
- ・給食当番以外の児童生徒も手洗いをし、清潔を保ったまま配膳を待つ。
- ・可能な限りおかわりがないように盛り切る。

#### ○給食時の位置関係等留意点

- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べる。
- ・教室内の換気を適宜行う。

## 2 学校園における感染症対策



### 3) スクールランチ方式

#### ○ランチルームの留意点

- ・ランチルームに入る前の手洗いを徹底する。
- ・食べる際はランチルーム内の換気を行う。
- ・ランチルームのスペースに余裕を持たせるため、次のような対応も可能とする。  
例) ランチルームに近い教室等も利用し、人数を分散させて向かい合わせを避ける。

#### ○ボックスの留意点

- ・ボックスを取りに行く前の手洗いを徹底する。
- ・弁当持参の場合も食べる前の手洗いを徹底する。
- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べる。



### (4) 教職員の感染症対策

教職員が感染すると、職員室を共有していることなどから、多数の濃厚接触者が生じるおそれがあるので、感染予防の意識を強くもつことが重要です。

#### ① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ・出勤前の検温や石けんによる手洗いを徹底する。
- ・37.5℃以上の発熱や風邪の症状(咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等)があれば出勤しない。
- ・勤務中は、授業中でも職員室でも、マスクをできるだけ着用する。
- ・職場以外においても、不要不急の行動や、人の多く集まる場所への出入りを控えたり、混まない時間帯に利用するなど、感染の予防に努める。
- ・感染者の発生動向をニュースや新聞やホームページ等でチェックし、どのような範囲で発生しているか情報を把握して行動する。
- ・学校園で感染者が発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録をしておく。



### ②職場全体で行う対策

- 衛生推進者等を中心とし、全員で換気を徹底（2の（3）参照）。
- 教室では教員と生徒，生徒間の机の距離をなるべく離す。
- 会議等の中止や短縮，業務場所の分散などに取り組む。
- 会議や打ち合わせを行う場合でも，集団発生リスクが高まる条件（密閉空間で換気が悪い，近距離での会話や発生がある，手の届く距離に多くの人がいる）を満たさない場を準備して行う。
- 健康観察（検温や症状）により，出勤することが望ましくない教職員が無理に出勤しないように啓発に努める。

# 3 出席停止について



## 1 出席停止として扱うもの

- ①児童生徒等の感染が判明した場合
- ②児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるとき  
(R2.3.24文部科学省「令和2年度における小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」より)

## 2 「感染症診断通知書(治癒証明書)」の提出について

上記②③における再登校については, 医師による「感染症診断証明書」は不要とする。「感染症診断通知書」に代わるものとして, 「出席停止報告書」(別途通知)を使用し, 必要事項を保護者が記入し, 学校へ報告する。

## 3 発生報告について

「新型コロナウイルス感染症発生報告(速報)」は, 感染が確認された児童生徒等及び濃厚接触者に特定された児童生徒等について情報を得た際は, 保健給食課へFAXにて報告する。

※これらの措置は, 新型コロナウイルスへの対応として実施するものであり, その他の感染症については従来通りとする。

## 4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について



### 1 登校の判断

以下について、保護者と密接に連携し、判断すること。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

※上記による出欠の扱いは、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

## 4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について



### 2 学校教育活動における感染症対策

- (1) 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染症対策を行うことが求められる。
- (2) 校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がある場所の利用を避けるなど注意すること。

## 5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



### 1 学校園で感染が確認された場合の対応

※3月27日での対応の方針であり，今後の状況や事案によっては異なる場合もある。  
対応の詳細は，事案に応じて保健所や教育委員会より示す。

場合	出席停止等	臨時休業等
児童生徒等が感染した場合	・当該児童生徒等は出席停止（治癒するまで）	保健衛生部と教育委員会で相談の上，規模及び期間について判断する
教職員が感染した場合	・当該教職員は療養休暇	同上
児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合	・当該児童生徒等は出席停止 ・当該教職員は別途通知	—

\* 濃厚接触者の出席停止の期間の基準は，感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

## 5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



### 2 学校が濃厚接触者の特定に協力する事項

学校園では，感染者が発生した旨の連絡を受けて，以下のような対応をとることが想定される。

- 各学校・園から，教育委員会へ発生連絡をする。  
（保健所から先に教育委員会あてに連絡が入っている場合もある）
- 学校の基本情報を保健所に提供するための準備をする。  
（名簿，出欠表，学級と職員室の座席表，校舎図面，校時表 等）  
・提出するものは，保健所に指示された範囲のみ
- 保健所と相談しながら，指示された情報を収集し，資料を作成する。
- 保健所が濃厚接触者を特定したら，その人数などに基づき，学校の対応について教育委員会と検討する。

## 5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



### 3 濃厚接触者の範囲(学校での参考例)

- ・換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに，けがの手当てをするなど，接触をした。
- ・教務室や教室の座席が，感染者の両隣，前後，対面，斜め前後の席に位置している。
- ・手で触れることができる近い距離で，会話をした。 等

※特別教室等での活動も含む。

## 5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



### 【濃厚接触者の範囲(参考)】

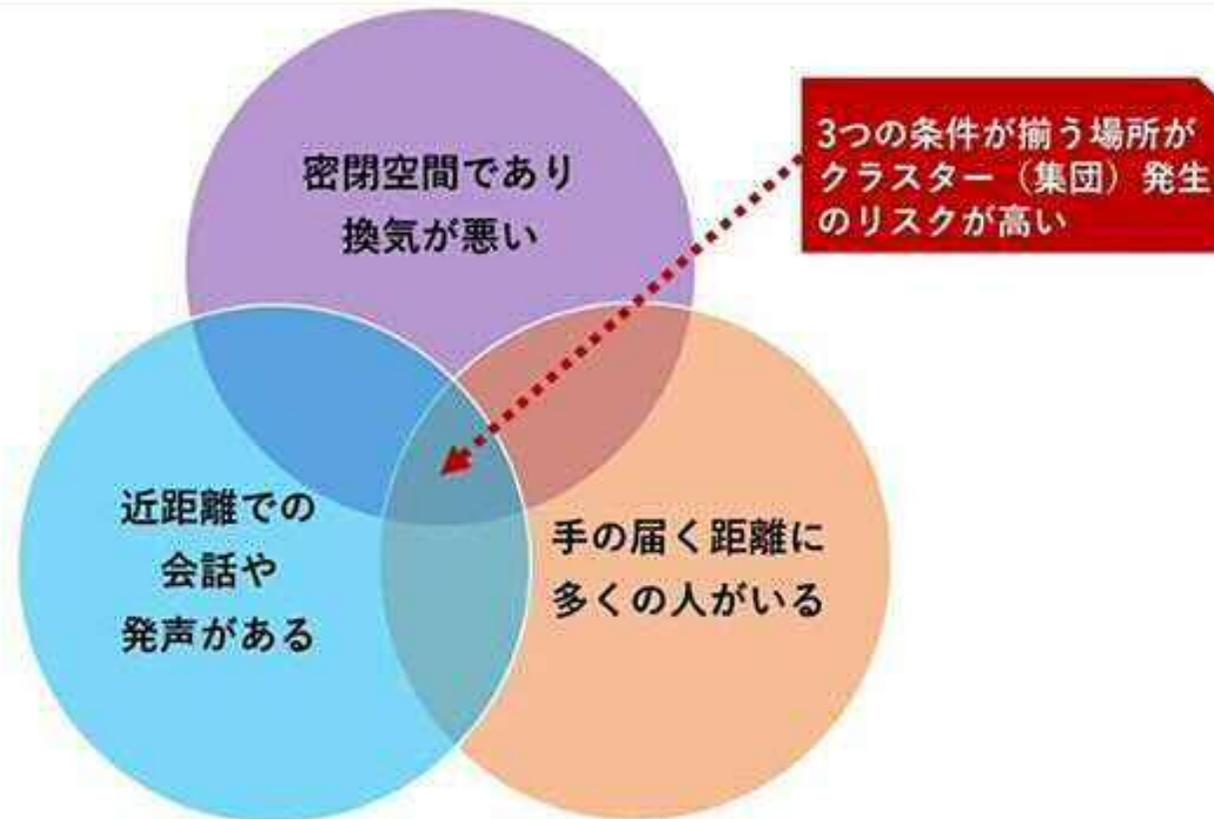
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内，航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察，看護，介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液や体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・その他(手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離<目安として2m>で，必要な感染予防策なしで，「患者<確定例>」と接触があった者  
(患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する)

厚生労働省 R2.3.12事務連絡「積極的疫学調査実施要領について(周知)」(参考)より

# II

## 教育活動編

# 新年度への意欲付けと感染防止対策の両立



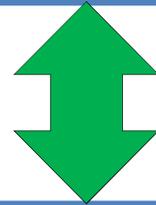
- 3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- 他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避
- 学級単位での教育活動を基本

# 新年度への意欲付けと感染防止対策の両立



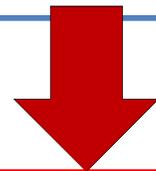
新年度の円滑なスタート 新年度への意欲付け

感染防止のためには...



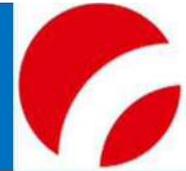
両立するにはどうすれば...

- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避
- ・学級単位での教育活動を基本とする



各校園の実状に応じて、**徹底**すること、**工夫**することを共有し、全教職員で足並みをそろえて取り組む

# 1 各種集会等について



集団感染リスク増大の3条件成立を避ける工夫を！

## 入学式

学校の実状に応じて、感染防止対策を徹底して実施  
(例: 最小限人数: 入学生, 保護者, 代表児童, 職員)  
(例: 時間短縮: 式次第の工夫)

## 新任式 始業式

内容・方法を工夫して実施  
(例: 学年, 学級単位での分散実施)  
(例: 放送機器の活用による工夫)

## 授業参観 PTA総会

5月以降に実施  
(例: 来校者の特定と管理方法の工夫)  
(例: 学年, 学級単位での分散実施)

## 2 学級開き



あなたがいてよかった

みんながいてよかった

この学級でよかった

久しぶりに登校して友達や先生方と出会う子どもが安心できるようにします

と 子どもが実感できる学級づくりを

学級開きのポイント

子どもが「この学級でよかった」「明日も来たい」と思えるような温かく楽しい時間を演出します

### 1 子どもとの初めての出会い、第一印象が決め手となる

- ・ 教室環境を整える⇒整理整頓, 担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
- ・ 子どもを笑顔にする活動を考える⇒子ども同士が濃厚接触せずに楽しめるゲームをする  
担任が率先して得意なことを披露する  
子どもが喜びそうなことを担任と一緒にやる など

### 2 学級経営がどうなるのかは、始めの3日間で決まる

- ・ 担任がメッセージをしっかり伝える⇒板書でのメッセージや便りなどで学級への期待, 長期的な目標, いじめを許さないことや多様性を認めることなどを伝える ※ルールもしっかり伝える

アイメッセージで伝えると効果的です

子どもは1か月ぶりの登校に不安やストレスを感じています  
子どもの気持ちに徹底的に寄り添いながら学級開きを進めましょう！

### 3 スタートカリキュラム(小学1年生)



先生に会えてうれしい

新しいお友達に会えてうれしい

〇〇小学校でうれしい

## 「できた」「安心」「楽しい」と1年生が思えるために

### スタートカリキュラム開始のポイント

1年生が「明日も来たい」と思えるような、温かく楽しい時間を演出します。

身体接触、近距離(ペア・小集団)での会話を避けるなど、感染防止を徹底しましょう

- 1 先生との初めての出会い、第一印象が決め手となる**
  - ・ 教室環境を整える⇒整理整頓, 担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
  - ・ 1年生を笑顔にする活動を考える 一人一人に笑顔で声を掛ける  
⇒担任が率先して得意なことを披露する, 1年生が喜びそうなことを担任と一緒にやる など
- 2 「自分でできる, 自分で決められる」という安心感をもたせる**
  - ・ 考えさせ, 経験してきたことを引き出し, 自己決定させ, 自信をもたせる  
⇒一方的に担任が指示を出すのではなく, 園での学びを大切に, 「園のときはどうだった?」と尋ねて, 経験を表出させ, 学校の諸活動とつなぐ  
「どうしたいの?」「この後どうするの?」と尋ねて自己を発揮できるようにする
  - ・ 「できること」も「できないこと」も受け止め, 徹底的に寄り添う
- 3 安心感をもち, 先生や友達と仲よくなる活動を行う**
  - ・ 担任も子どもも笑顔になれる活動を考える  
⇒エア握手, まねっこ活動など, 1年生同士が接触しなくても, 互いの存在を感じながら楽しめるような活動を行う, ダンスや楽しい合図を考えるなど, 子どもと一緒に考えるのもよい

## 4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども  
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

### 【行動の変化をみる】

- 学校の登校を渋る
- 学習意欲が低い
- ささいなことで物を壊したり，人に攻撃的になったりする
- ささいな物音に驚く
- 一人になることを嫌がる
- 好きなことでもやりたがらない
- 家族に反抗的になる
- 何度も手を洗ったり，少しの汚れを気にする
- 親のそばから離れず，強い甘えがみられる

たよりを通じて家庭と共有

## 4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども  
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

### 【からだの反応をみる】

- 食欲がない, あるいは過食になる
- 体の痛みやかゆみを訴える
- 眠れない
- 夜尿が始まる, あるいは増える
- 以前にはみられなかったチック(自分の意思とは関係なく起こる素早い動作や発声が繰り返し起こる状態)が出たり, チックが激しくなる

たよりを通じて  
家庭と共有

## 4 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども  
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【以前と異なる, 表情や会話の変化をみる】

- ぼんやりしている
- ささいなことで泣く
- 元気がない, あるいは興奮して元気である
- 笑わなくなる
- 喜怒哀楽が激しい, あるいは無表情になる
- 一方的に話し, 会話が成立しない
- コロナウイルスの話をする, 表情がかたくなる

たよりを通じて  
家庭と共有

子どもたちは, 学校と家庭とで異なる様子を見せることがあります  
気になる様子が見られたら, 家庭の様子を聞いてみる必要があります  
※教職員同士の連携・家庭との連携を通して子どもたちの変化をみていくことが大切です

## 4 子どもをよく「みる」<sup>～いつもと違う</sup> 子どもの言動に気を配る～



### ・「対応」の視点

- いつもと同じ自然な生活のリズムを心掛ける
- 子どもが話してきた時には、さえぎらず最後まで聞く
- 身体の不調を訴えた時は、無理強いせず、ゆっくりと休ませる
- 子どもの長所や得意なところを認める
- 「困った行動」の対応では、行動観察を行い、管理職と一緒に対応を考える(一人で抱え込まない)

## 4 子どもをよく「みる」 保護者や関係機関との連携



- 新型コロナウイルス感染の影響により、通年の年度末年度始に比べ、子どもにとって、**環境の変化や人間関係の変化**が大きく、**不安や緊張から不適応や自死、非行等へのリスクが高まる**可能性がある。生徒指導上、心配かつ気になる子どもへの定期的な家庭連絡や安否確認、情報の収集など、教職員の役割分担を適切に行い、**チームで対応できる体制を確立**しておくこと。
- 家庭との連携を密にするとともに、**各関係機関**（警察や児童相談所、医療・福祉関係機関等）との**ネットワークを活用**し、**子どもの心の揺れや危険因子**を見逃すことなく、緊急事態にも迅速かつ適切な対応ができるよう、全教職員への**連絡・協力体制等を再点検整備**すること。
- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**を活用すること。

# 4 子どもをよく「みる」(幼稚園の幼児)



幼稚園に來られてうれしい

みんなに会えてうれしい

先生に会えてうれしい

## 〇〇幼稚園でよかった と 園児が実感できる保育

久し振りに登校して友達や先生方と  
出会う園児が安心できるようにします。

### 保育開始のポイント

園児が「この幼稚園でよかった」「明日  
も来たい」と思えるような温かく楽しい  
時間を演出します。

#### 1 園児との初めての出会い, 第一印象が決め手となる

- ・ 保育室の環境を整える⇒整理整頓, 担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
- ・ 園児を笑顔にする活動を考える

⇒園児同士が接触しなくても, 互いの存在を感じながら楽しめるような活動を行う  
担任が率先して得意なことを披露する, 園児が喜びそうなことを担任と一緒にやる など

#### 2 園児一人一人をよく見て援助する

- ・ 一人一人に笑顔で声を掛ける

⇒ストレスや不安はないか, 生活リズムは崩れていないかよく観察する  
その園児なりに我慢したことやがんばったこと, うれかったことなどの気持ちを 受け止め,  
徹底的に寄り添い, 共感する

#### 3 保護者一人一人に笑顔で声を掛ける

- ・ 保護者の声に耳を傾ける

⇒保護者も不安とストレスを抱えている。子どもの様子の共有とともに, 保護者の思いや悩  
みに心を寄せて, 寄り添う。長期的な見通しを示し, 共有する。

## 4 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



- ・着目する点

- ×「できないこと」「苦手なこと」

- 「できること」「得意なこと」

- ⇒児童生徒の興味・関心を生かした授業

- ・小さな変化を見逃さない

- ⇒家庭・放課後等デイサービスとの情報交換

## 4 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



- ・全校体制で

- ⇒複数の職員でよく観察する

- 「学級担任と特別支援教育コーディネーター」

- 「特別支援学級担任と交流学級担任」

- 「学級担任と管理職」 等

- ⇒合理的配慮について、校内委員会等で確認した上で、全教職員で共有



## 卒業を迎えた学年以外の児童生徒

**現担任・担当**

共有・引継ぎ

**新担任・担当**

現学年における未学習内容の精選

必要に応じ学年において補充のための授業を実施

- ・教科や内容により, 年度始めに実施
- ・教科の内容を関連付けて年度途中に実施

- 必ずしも, 標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし
- 時数確保のために長期休業短縮は可能だが, 土曜授業は不可

□学年の学級数が複数ある場合や, 進級に当たり学級編制替えを行う場合は, 未学習分の多い児童生徒を基準として, 内容を精選する

□未学習内容は, 新学年の評価には反映しない

□購入した未実施のテスト・プリント等は, 確実に返却する

# 5 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



## 卒業を迎えた児童生徒及び転出する児童生徒

現担任・担当

現学年における未学習内容の精選

共有・引継ぎ

個人、及び小学校別に、現学年における教科書及び具体的な未学習内容の確認と共有

進学・転出先の学校

共有された情報を踏まえ、必要に応じて補充のための授業、個に応じた指導を実施

- 必ずしも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし
- 時数確保のために長期休業短縮は可能だが、土曜授業は不可

- ・教科や内容により年度始め・年度途中に実施
- ・進学先では、精選した未学習内容を中学校学習指導要領の内容と関連付けて中学校3年間内で位置付け、実施することも可能。その際、教育課程に確実に位置付け、引継ぎ及び実施

□複数の学校から進学する場合は、各小学校の実態を小・中学校で共有し、中学校は未学習分の多い児童・生徒を基準とした指導を行う

## 6 子どもの学習意欲を喚起する授業



やっぱり幼稚園，学校は楽しい  
みんなと一緒に勉強できてうれしい  
今年も頑張ろう

子どもがこう思えるために，次のような授業を行いましょう

マスク着用，身体接触，近距離（ペア・小集団）での会話を避けるなど感染防止を徹底しながら，

「分からない」を遠慮なく言える授業

「分かる」「できた」が実感できる授業

考えを「仲間に伝える」「仲間に説明する」授業

互いに認め合いながら様々な考えを出し合える授業

学習の定着が図られます

思考力，判断力，表現力等が高まります

自尊感情が高まります

学ぶ意欲が高まります

紙面交流，参加型板書等  
様々な工夫が考えられます

感染防止を徹底しながらでも  
このような授業をしていくことで，支持的風土は醸成できます

## 7 休み時間について



子どもには、仲間と遊ぶ場と機会が必要



しかし、感染防止のためには...



両立するにはどうすれば...

- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避
- ・学級単位での教育活動を基本



- 【徹底】**・手洗いの励行  
・学級単位での遊びを基本
- ・身体接触、近距離の会話を避ける  
・こまめな換気
- 【工夫】**・「感染防止と子どもの遊ぶ場の保障の両立」のため、  
教職員でルールと仕組みを作る(例:体育館使用時間帯指定)  
・学級で「遊びのルール」を子どもと共に作る

## 8 部活動・対外試合



- 接触を避けた**個人練習を中心**として実施
- 対外試合は実施しない（4月）

### 【活動前】

- 十分な睡眠，栄養補給，手洗いの励行
- 健康観察（熱や咳，体のだるさがある場合は活動させない）

### 【活動時】

- こまめな換気（教室や音楽室で行う場合は特に注意）
- 個人で使用する用具，楽器などの貸し借りを避ける
- 整列時や集合時，間隔を開けて座るなど，密集を避ける
- 会話をする場合も短時間で，間隔をとる
- こまめな休憩
- 練習中に体調を崩した生徒に対しては，保護者に連絡して帰宅させる

### 【活動後】

- 健康観察
- 活動後の手洗い徹底

## 9 感染者・濃厚接触者への偏見・差別



### ○児童生徒への指導

- ・感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者の家族に対する偏見や差別につながる行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること
- ・誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることから，隔離や治療を余儀なくされた人やその周辺の方々の困難や偏見や差別の対象となった人の苦しみに寄り添うことが大切なこと
- ・偏見や差別が原因によるいじめの発生を防ぐこと（咳をしている，マスクなし，欠席している等へのいわれの無い中傷，ウイルス名を面白半分に使うなど）

### ○外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮

- ・TV，インターネット等による外国の情報を基にした根拠のない差別的な発言，偏見，人権侵害にあたる行為は許されないことについて十分に留意すること

### ○教職員の対応

- ・個人情報保護の観点から，児童生徒及びその関係する感染者，濃厚接触者等の状況についての秘密を守ること。特に，文書の配付において情報漏洩につながる表記がないようにすること



## 実施と延期の両方を想定し、準備を進める

### ＜実施の場合＞

- ・準備及び配慮すべき事項について、旅行業者と綿密に打ち合わせながら、準備をする
- ・出発までに子ども・保護者から十分な理解を得る

### ＜延期の場合＞※決定した場合のみ

- ・キャンセル料及び追加料金等を把握し、行先・内容も含め、子ども・保護者から十分な理解を得る
- ・日程変更届(3月5日発出文書)を出発日1か月前までに教育委員会学校支援課へ提出する

### 【その他】

- ・中止する場合は、決定次第速やかに教育委員会学校支援課へ連絡する
- ・今後の状況に応じて、4月中旬を目途に教育委員会より延期の要請をする場合がある

# 11 運動会について



## 実施と延期の両方を想定し，準備を進める

### 【基本方針】

- 感染状況に応じて柔軟に対応できる運動会にする
- 「3つの条件が同時に重なる場」を避けながら，各校の設定する目標を達成できるようにする

### 【計画作成】

- 感染防止が十分に配慮された競技及び演技を選ぶ
- 開閉会式応援等は，感染拡大のリスクの低い活動になるようにする
- 保護者，地域の参観及び応援について，感染防止に十分配慮する

### 【事前練習・運動会実施時の留意点】

- 手洗いの励行
- 健康観察（熱や咳，体のだるさがある場合は活動させない）
- こまめな換気と休憩（屋内で応援練習を行う場合は特に注意）
- 接触を避け，個人の動きを中心とした運動とする
- ボールや用具等の貸し借りを避ける
- 整列時や集合時及び応援席，観客席等，間隔を開け，密集を避ける
- 会話，応援をする場合も短時間で，間隔をとる

## 12 校外学習について



### 実施の可否は学校判断

3条件に照らし合わせ、発生のリスクが高い場合は実施を見合わせる。

#### 例

- ・生活科で学校の周りを探検

→実施可

ただし、**複線化した活動の見守り**に配慮

- ・社会科で長時間(片道1時間以上)のバス移動、  
施設の会議室での講義

→密閉、近距離の条件等から実施不可

## 13 健康診断の実施①



### 健康診断の実施について

- ※各校で会場や実施方法を工夫する。
- ※校内及び学校医・学校歯科医等と十分に協議する。  
(会場の変更, 換気, 所要時間の延長, マスクやグローブの着用, 健康観察の徹底, 消毒の徹底等)
- ※学校事情により実施体制が整わない等, やむを得ない事由によって健康診断を実施することができない場合には, 当該年度末までの間に, 可能な限りすみやかに実施する。

#### (1) 学校医・学校歯科医等健診する側の留意点

- ① 健康診断当日の健康状態の確認
- ② マスク・グローブの着用
- ③ 児童生徒等一人ごとに手指消毒の実施

# 13 健康診断の実施②



## (2) 学校側の留意点

- ① 健康診断当日の児童生徒等及び健康診断に従事する教職員の健康状態の確認。当日体調不良の場合は、後日実施する。
- ② できるだけ広い会場で実施する。
- ③ 検査会場は、ドアや窓を開け、換気を徹底する。
- ④ 一度に多くの児童生徒等を検査会場に入れない。
- ⑤ 待機中は、児童生徒同士の間隔を広く開けて、会話せず静かに待つ。
- ⑥ 健康診断をスムーズに実施するため、保健調査の結果や用具の準備を確実に行う。
- ⑦ アルコール消毒を準備する。
- ⑧ 児童生徒等には器材係をさせない。
- ⑨ 健診後、必要に応じて、手洗いをするよう指導する。

## 14 年間予定の見直し①(授業時数確保)(例)



### ○未学習内容，不足時数の考慮

- ・年間授業時数を再構成するために，どの教科で何時間が未学習かを確認

### ○夏季休業の短縮

- ・上記の未学習を実施する授業時数を確保するために必要に応じて夏季休業を短縮する。

大規模改修やトイレ改修等工事実施校においては，工期確保への配慮をお願いします。

### ○各種行事の精選・縮小

- ・未学習を実施する授業時数を確保するために教育活動全体を総合的に見直す。

## 14 年間予定の見直し②(感染予防対策)(例)



「身体接触」「密閉した空間での発声」「学級を越えてのかかわり」を伴う教育活動の実施時期，実施方法を検討する

例：4月は個人で行う種目を中心に実施  
(体育・保健体育)

例：4月は鑑賞を中心に実施，換気を十分に  
にして歌う，屋外で歌う(音楽)

例：委員会活動，クラブ活動の開始時期を  
遅らせる

## 15 校時表・時程の弾力的運用



休業による学習の遅れを取り戻そうとあせらず、  
子どもの様子をみながら、教育活動を再開する

例：4月は給食なしで午前放課とする（幼稚園）

例：15分、30分等の短時間授業を位置付ける

多くの子どもが集まり、密集しないよう、時間帯を  
スライドさせる

例：学年ごとに時間差をつけた休み時間

例：学年ごとに時間差をつけた下校時刻  
（こども見守り隊に連絡）

## 16 海外からの児童生徒等への対応



海外から帰国した児童生徒等(※)から、転入学や体験入学の申し出があった場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ、通常どおり受入及び登校をさせる

※帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)は、国のガイドラインに従うが、今後変更があり得るので最新の情報に注意する

## 17 家庭・地域への発信・不安解消



### ○学校・家庭での共通した感染予防対策

- ・手洗い ・換気 ・咳エチケット の徹底

### ○学習の見通しの周知

- ・未学習内容への具体的な対応

### ○健康観察の視点

- ・熱 ・咳 ・だるさ ・息苦しさ の症状に注意
- ・上記の症状がある時は、自宅で休む

### ○家庭・地域への周知・情報共有・依頼

- ・PTA, コミ協の役員, 学校評議員等をはじめ、  
取組内容を積極的に発信することで協力を得る
- ・不安や心配ごとはすぐ学校へ連絡を

# Ⅲ

- 地域と学校  
パートナーシップ事業
- 子どもふれあいスクール
- 学校開放

# 1 地域と学校パートナーシップ事業



- 1 4月中のボランティア活動は必要最小限とする
- 2 再開となる場合の対応
  - ボランティア活動に参加してもらう場合は、状況をよく説明し、学校支援ボランティアの健康観察や咳エチケット、手洗いなどの対策を徹底する。
- 3 再開に向けての連絡
  - 地域教育コーディネーターを通じて、当該ボランティアに上記を伝達してから依頼する。

## 2 子どもふれあいスクール



### 1 当面の間活動を休止

- 学校運営を最優先し、通常の学校運営となるまで当面休止

### 2 再開となる場合の対応

- 再開する場合、関係課の感染防止対策に沿って対応

### 3 再開に向けての連絡

- 各学校を通して運営委員長、運営主任に連絡

## 3 学校開放



### 1 学校開放事業について

児童大人中心の団体，子ども中心の団体を問わず，すべての団体の休止期間を5月10日（日）まで延長する。

### 2 活動再開時の留意点

活動後の使用施設・設備の消毒も含めた基本的な感染症対策の徹底のほか，利用者の把握を行う等の注意事項を利用者・学校へ通知する。

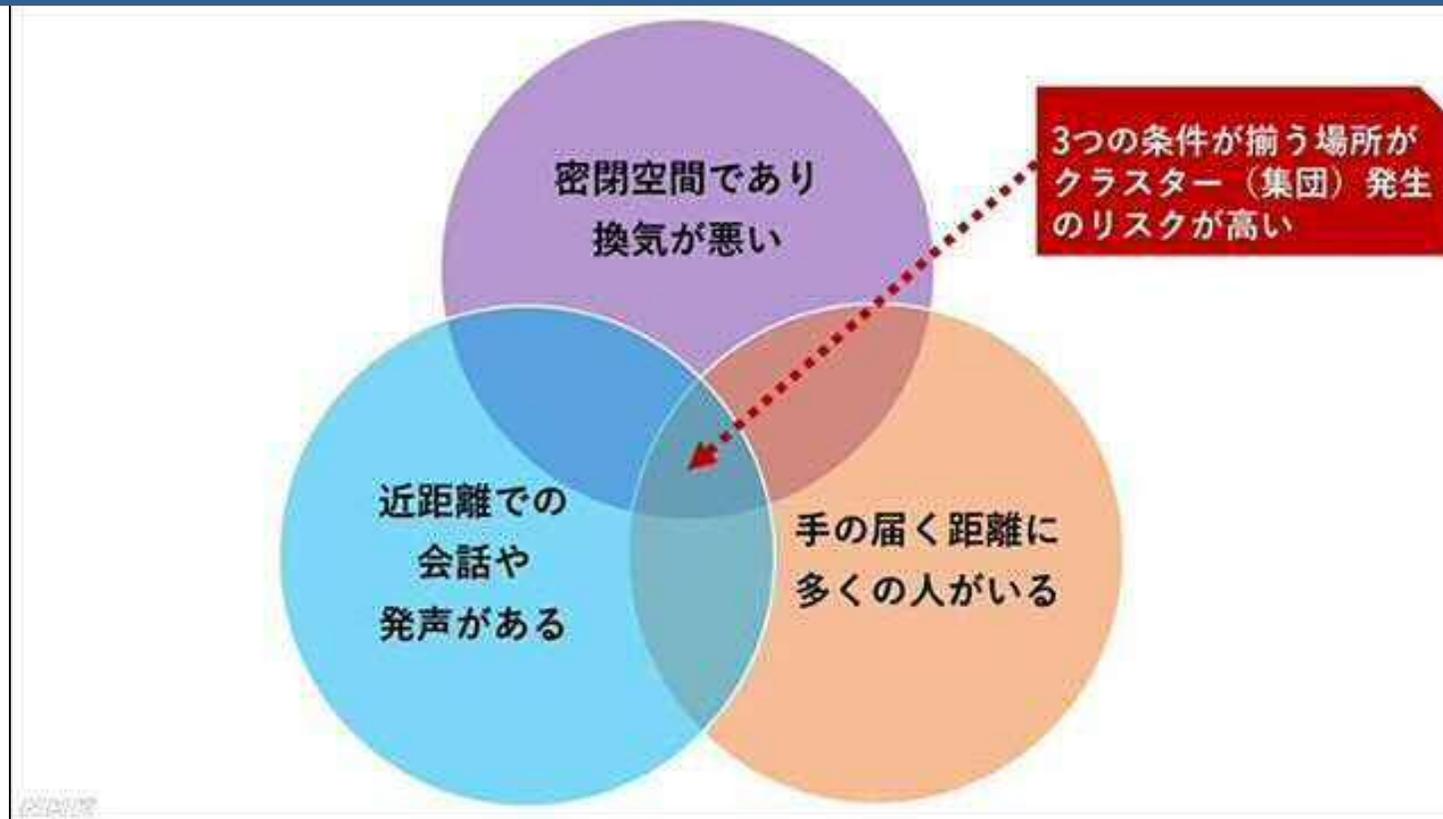
### 3 状況に応じた対応

状況次第では，再開後に再度休止する可能性もある。

# IV

## 放課後児童クラブとの 連携・協力

# 1 3つの条件を生まない環境づくり



感染拡大防止の観点から、十分なスペースの確保・預かり場所の分散などによる運営を行う必要がある。

学校再開後も放課後児童クラブで子どもが過ごしている様子を実際に確認し、積極的に連携協力する。

## 2 連携・協力の手順(学校が行うこと)



- ①子どもが過ごす様子をみる  
部屋の「空気」を肌で感じる
- ②学校がどのように協力できるか、話し合う  
(場所, 人数, 学年, 時間帯, 移動方法など)
- ③できるところから、すぐ取り組む

学校と放課後児童クラブの垣根を越えて連携することが、  
自校の子どもたちを、感染のリスクから守ることになります！

校地校舎を提供することが前提となります。  
詳しくは、こども政策課からお知らせします。

# 問い合わせ先

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| <b>I 感染症対策編</b>             |              |
| 保健給食課                       | 025(226)3206 |
| 教育職員課                       | 025(226)3247 |
| <b>II 教育活動編</b>             |              |
| 学校支援課                       | 025(226)3256 |
| 保健給食課(健康診断)                 | 025(226)3206 |
| 学務課(帰国児童生徒転入)               | 025(226)3168 |
| <b>III 地域と学校パートナーシップ事業等</b> |              |
| 地域教育推進課                     | 025(226)3277 |
| <b>IV 放課後児童クラブとの連携・協力</b>   |              |
| 学校支援課                       | 025(226)3256 |